

第2章 発生段階別の対応

未発生期（新型インフルエンザ等が発生していない状態）においては、平常時の対策として、感染症予防の啓発、情報収集等、発生時に備えた体制整備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、県の対策の縮小・中止の判断等に基づき市対策本部で決定する。